

◆申請手続き等に必要な書類

【補助金交付申請】

○能代市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

≪添付書類≫

- (1) 工事請負契約書又は請書の写し
- (2) リフォーム等工事費用の見積書の写し
- (3) 対象住宅の外観全景写真及び工事施工予定箇所の写真（着手前）
- (4) 借家の場合、その対象住宅の所有者からの工事施工の同意書及び、申請者と住宅所有者との家族関係のわかる書類（戸籍謄本等）
- (5) 補助対象者用確認書（様式第1号の2）
- (6) 工事請負業者用確認書（様式第1号の3）
- (7) 工事請負業者がリフォーム等工事を他人に請け負わせる場合は下請負届（様式第1号の4）及び下請負契約書又は請書の写し
- (8) 取得した中古住宅等のリフォーム等工事を行う場合及び、工事の完了後に対象住宅への転居を予定している場合は、居住意思確認書（様式第1号の5）
- (9) 補助金振込口座通帳の写し（振込必要情報記載部）
- (10) その他、市長が必要と認める書類
 - ・ 宅内の水道管を工事する場合は、給水装置工事申込書（承認後）の写し
 - ・ 下水道管に接続する場合は、排水設備計画確認書の写し
 - ・ 確認申請が必要な場合は、確認済証の写し及び図面
 - ・ 増築や店舗等の併用住宅の場合は、建物の平面図
 - ・ 多世代同居や多子世帯制度に該当し、世帯が分かれている場合は家族関係のわかる書類（戸籍謄本等）
 - ・ 中古住宅等をリフォームして居住する場合は、中古住宅等の売買契約書の写し及び建物不動産登記簿謄本（全部事項証明書）（写し可）
 - ・ 市外からの転居の場合は、現在居住している市区町村における、全ての税金において滞納が無いことを証明できる書類 など

【完了実績報告】

○能代市住宅リフォーム支援事業補助金完了実績報告書（様式第5号）

≪添付書類≫

- (1) 工事費用の領収書の写し（宛名・金額・但し書き・日付・発行者が記載され収入印紙を貼ってあるもの）
- (2) 工事施工箇所の写真（施工中・完了後）
- (3) 建築基準法による確認済証を受けた工事にあつては、検査済証の写し
- (4) 工事内容等に変更があった場合は工事請負変更契約書又は変更請書の写し及び変更後の工事内訳書の写しなど
- (5) 補助金請求書
- (6) その他、市長が必要と認める書類

令和6年度

能代市住宅リフォーム支援事業補助

能代市では、住宅投資による経済の活性化を図るとともに、既存住宅の耐久性・耐震性の向上など、市民が安全・安心して快適な生活が営めるよう居住環境の質の向上を支援します。

〈制度概要〉

一般制度

市内に住所を有する方
（工事完了後に市内に転居する方を含む）



住宅の増改築・リフォーム工事に対し
工事費の **最大**
10%・20万円を補助します。

他にも、以下の事項に該当する場合は、
一般制度に加えて工事費の10%・最大20万円までが
補助となり、複数当てはまる場合は、各々加算されます。

多世代同居

18歳未満（令和6年4月1日現在）の子を扶養し同居している世帯で、3世代以上が同居している場合



多子世帯

18歳未満（令和6年4月1日現在）の子を3人以上扶養し同居している世帯の場合



中古住宅等

定住を目的として取得した中古住宅等のリフォーム等工事を行う場合



《補助対象者》

- (1) 能代市に住所がある方。(工事完了後に補助対象住宅に転居する方を含みます。)
- (2) 申請者と同居家族に市税、国民健康保険税の滞納がないこと。

《対象住宅》

- (1) 能代市内にある住宅であること。(新築後1年を経過している住宅に限ります。)
 - (2) 賃貸住宅でないこと。
 - (3) 申請者が現に居住している住宅であること。
 - (4) 定住するための住宅(中古住宅等)をリフォームする場合、補助対象とします。
- ※ 同一住宅であっても、1回の申請で限度額に達しない場合は、補助限度額に達するまで、残額について次年度以降に申請することが可能です。
- ※ 店舗等併用住宅の場合、住宅部分の床面積が1/2以上であれば対象とします。

《補助対象工事》

- (1) 30万円以上の増改築・リフォーム工事であること。(消費税及び地方消費税含む。)
- (2) 令和7年3月21日(金)までに実績報告書の提出ができること。
- (3) 下記のいずれかの施工者が施工する工事であること。

個人の場合	能代市に住民登録を有する個人事業主
法人の場合	能代市内に主たる営業所を有している法人
	能代市の建設等級格付を有する法人

※ 介護保険制度による住宅改修など、他の補助制度を活用する際は、対象工事とならない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

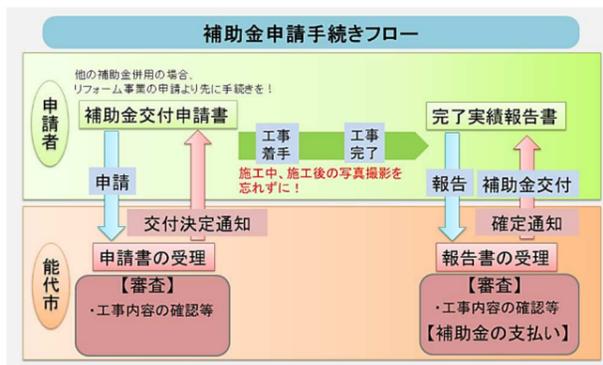
《補助金の額》

対象工事費用30万円未満	補助の対象となりません。
対象工事費用30万円以上200万円未満	対象工事費の10%の額(千円未満切り捨て)
対象工事費用が200万円以上	一律 20万円(上限)となります。

下記に該当する場合、各々について対象工事費の10%・上限20万円を一般制度に加えて補助します。

- ・18歳未満の子を扶養し同居している世帯(1人以上の子)で、3世代以上が同居の場合
 - ・18歳未満の3人以上の子を扶養し同居している世帯の場合
 - ・定住を目的として取得した中古住宅等をリフォーム等工事する場合
- ※ 中古住宅等をリフォームして居住する場合は、補助申請時に申請住戸に転居予定である旨申し出ていただき、完了実績報告書の提出時に転居後の住所であることが条件になります。

凡例1)	
・18歳未満の者を扶養し同居している世帯(1人以上の子)が、3世代同居の場合において工事費200万円のリフォームをした場合	
補助金	
【一般】	200万円×10%=20万円
【多世代同居】	200万円×10%=20万円
合計	40万円
凡例2)	
・18歳未満の者を3人以上扶養し同居している世帯が、空き家を購入して、工事費200万円のリフォームをした場合	
補助金	
【一般】	200万円×10%=20万円
【多子世帯】	200万円×10%=20万円
【中古住宅等】	200万円×10%=20万円
合計	60万円



◆住宅リフォーム等工事 対象工事一覧(例)

- ・下記の工事は一例です。詳しくは、都市整備課建築係にお問い合わせください。
- ・他の補助制度を利用した工事箇所は、対象工事から除外されます。

No.	対象	リフォーム等工事の内容
1	○	屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装など
2	○	部屋の新設・間仕切りの変更
3	○	壁紙や床の張替などの内装工事
4	○	耐震補強・改修工事
5	○	窓・ガラスの取付・交換
6	○	室内の建具等の交換
7	○	外壁、屋根、天井の断熱工事
8	○	手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など
9	○	風呂、台所、トイレ等の水廻り改修工事
10	○	バルコニーや雪止めの設置
11	○	畳の表替え・取替えなど
12	○	車庫・物置の設置及び増改築(住宅と別棟の場合も含む)
13	○	上下水道・浄化槽への接続工事
14	○	造園・門扉、ブロック塀等の外構工事
15	○	住宅用太陽光発電システムの設置(蓄電池の設置も含む)
16	○	給湯設備機器の設置
17	○	上げ家または曳き家の工事
18	○	ブロック塀の解体工事
19	○	ガラスの防犯フィルムやセンサーライト等の防犯対策工事
20	○	その他、市長が認める工事
21	△	住宅の解体工事(増改築・リフォームが伴えば可)
22	×	家庭用電化製品などの購入、電話やインターネットの配線工事

申請書提出先 : 都市整備課建築係・二ツ井地域局建設課建設係

◆問合せ先◆

都市整備課建築係 (TEL0185-89-2940:直通)